

香芝市企業立地推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第23号

香芝市企業立地推進条例の一部を改正する条例

香芝市企業立地推進条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成25年総務省告示第405号」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたものをいう。」に、「中分類番号」を「中分類」に、「大分類番号」を「大分類」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。